

No	11-01
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	新発田市消防団員名簿
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市地域安全課
個人情報ファイルの利用目的	新発田市消防団を運営するため
記録される項目	氏名、住所、生年月日、年齢、性別、電話番号、職業、口座情報
記録される個人の範囲	新発田市消防団
記録される個人情報の収集方法	本人から直接
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 新発田市地域安全課 (所在地) 新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	11-02
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市地域安全課
個人情報ファイルの利用目的	災害時において避難行動の支援を要する者を把握するため
記録される項目	氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、緊急連絡先、介護情報、障がい情報、高齢者情報
記録される個人の範囲	避難行動要支援者
記録される個人情報の収集方法	本人から直接、住民基本台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（新発田警察署、新発田地域広域消防本部、新発田市社会福祉協議会、自治会、新発田地域各包括支援センター）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市地域安全課 （所在地）新発田市中心3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	11-03
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高齢者運転免許証返納支援事業申請者台帳
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市地域安全課
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の運転免許証返納を支援するため
記録される項目	氏名、住所、年齢、生年月日、性別
記録される個人の範囲	高齢者運転免許証返納支援事業申請者
記録される個人情報の収集方法	高齢者運転免許証返納支援事業申請書より収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 新発田市地域安全課 (所在地) 新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☐ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☒ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	11-04
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	新潟県交通災害共済会員台帳
機関の名称	新潟県市町村総合事務組合新発田市事務所
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市地域安全課
個人情報ファイルの利用目的	共済加入者のとりまとめ及び共済見舞金支払審査のため
記録される項目	氏名、住所、電話番号
記録される個人の範囲	新潟県交通災害共済に加入申込した者
記録される個人情報の収集方法	新潟県交通災害共済加入申込書より収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 新発田市地域安全課 (所在地) 新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手續	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☐ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☒ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	11-05
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	新発田市自転車用ヘルメット購入助成金申請者名簿
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市地域安全課
個人情報ファイルの利用目的	助成金支払いのため
記録される項目	【申請者】 住所、氏名、年齢、電話番号、口座情報 【使用者】 住所、氏名、生年月日、年齢
記録される個人の範囲	新発田市自転車用ヘルメット購入助成申請者
記録される個人情報の収集方法	本人から直接
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市地域安全課 （所在地）新発田市中心部3-3-3
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☒ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）